

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成23年度末までに144件の不服の裁定事件が係属し、143件が終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表2-3-1、付録4（165ページ）参照）。

平成23年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度に受け付けた3件である（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成24年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	計
鉱 業 法		1	12	4	14	31
採 石 法		4	16	0	22	42
森 林 法		0	1	3	3	7
農 地 法		0	1	1	0	2
海 岸 法		0	1	0	2	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	8
河 川 法		0	1	1	0	2
砂 利 採 取 法		5	13	5	15	38
都 市 計 画 法		0	7	0	1	8
そ の 他		0	0	2	0	2
計		10	57	16	60	143

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成24年3月31日である。

2 関係法律が2以上重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

（資料）公害等調整委員会事務局

表 2-3-2 平成23年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人	処 分 庁	申 請 受付年月日	処理状況
平成22年 (フ) 第1号	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	青森県業者 1社	青森県 下北地 域県民 局長	平成 22. 4. 20	23. 5. 12 棄却
平成22年 (フ) 第2号	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	熊本県業者 1社	熊本県 知事	平成 22. 9. 2	23. 6. 30 棄却
平成22年 (フ) 第3号	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	栃木県業者 1社	栃木県 知事	平成 22. 12. 16	係属中

(資料) 公害等調整委員会事務局

第1節 平成23年度において終結した不服の裁定事件

平成23年度に終結した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (平成22年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

青森県下北地域県民局長は、申請人からされた青森県下北郡東通村地内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成21年2月17日付で、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、本件土地所有者らのうち1人の同意がないことを理由に不認可の処分を行ったが、申請人は、ほかの共有者全員の同意があるのだから賃貸借契約に基づく砂利の採取について要件を満たしているとして、平成22年4月20日付で、同処分の

取消を求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成22年5月19日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成23年5月12日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年4月20日 裁定申請受付
5月19日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
平成23年2月28日 第1回審理期日
5月12日 裁定
5月20日 裁定書の正本を申請人に送達
5月20日 裁定書の正本を処分庁に送達
5月31日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第3号）

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている。（本章第3節1参照。）

(4) 裁定書

裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(フ)第1号	
青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	
裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由	
第1	事件関係人の申立て
1	申請人 処分庁が申請人に対し平成22年2月17日付けでした砂利採取計画不認可処分を取り消す、との裁定を求める。
2	処分庁 主文同旨の裁定を求める。
第2	事案の概要 申請人が処分庁に対し、平成21年12月25日、青森県下北郡東通村大字大利字浜ノ平1番8の土地の一部の掘削に関する砂利採取計画につき、砂利採取法16条の規定による認可の申請をしたのに対し、処分庁は、この土地の所有者全員との間の契約書の写し又は同意書が添付されていないとして、平成22年2月17日付けで不認可の処分をした。 本件は、申請人が、上記申請において、必要な契約書の写し又は同意書を添付しているにもかかわらず、これを欠くとした上記不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁

定」と進み、該当する事件を参照)

2 熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成22年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

熊本県知事は、申請人からされた熊本県天草市有明町大浦地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成22年7月22日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、県の定めた計画に基づく当該地域の砂利採取限度量の超過などを理由にした不認可処分はその理由がいずれも砂利採取法第19条所定の基準に該当せず、違法であるとして、平成22年9月2日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成22年10月15日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成23年6月30日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年9月2日 裁定申請受付
 10月15日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
 平成23年5月18日 第1回審理期日
 6月30日 裁定
 7月6日 裁定書の正本を申請人に送付
 7月6日 裁定書の正本を処分庁に送付
 7月26日 裁定の官報公示(公害等調整委員会公示第4号)

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている。(本章第3節2参照。)

(4) 裁定書

裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(フ)第2号	
熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	
裁 定 (当事者の表示省略)	
主 文 本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1 事件関係人の申立て	
1 申請人	処分庁が申請人に対し、平成22年7月22日付けでした砂利採取計画を認可しない処分を取り消す、との裁定を求める。
2 処分庁	

主文同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が砂利採取法16条に基づいて行った砂利採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分をしたことについて、申請人が、当該不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)

第2節 係属中の不服の裁定事件

平成23年度に係属している不服の裁定事件は、次のとおりである。

栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成22年(フ)第3号事件)

(1) 原処分の概要

栃木県知事は、申請人からされた栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成22年10月20日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、砂利採取後の利用目的が公共の福祉に反するとして不認可の処分を行ったが、申請人は、内閣府令に基づく基準に則って射撃場を運営するものであり、他人に危害を及ぼし、公共の福祉に反するものではないとして、平成22年12月16日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成23年1月24日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催し審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年12月16日 裁定申請受付

平成23年1月24日 裁定申請書の副本を処分庁に送達

平成24年3月19日 第1回審理期日

第3節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

平成23年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所平成23年（行ケ）第15号事件

(1) 裁定事件の概要

青森県下北郡東通村に在住する申請人が、青森県下北地域県民局長（原処分庁）による砂利採取認可申請に係る不認可処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、平成23年5月12日、前記申請を棄却する旨の裁定を行った（平成22年（フ）第1号事件、本章第1節1参照）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件決定を不服として、国を被告として、平成23年7月14日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理の結果、平成24年2月1日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。判決の概要は、以下のとおりである。

原処分庁が従前の認可申請において共有者全員の押印がない賃貸借契約書を、砂利採取法第18条第2項を受けて申請書の添付書類として定められた砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）第3条第2項第7号に規定する「砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」（7号書面）として取り扱ったことがあるとしても、本件申請の場合には、土地共有者の一人が砂利採取を目的とする原告との賃貸借契約に同意しないことを明確にしてあるのであるから、従前の認可申請とは事情が異なるというべきであり、原処分庁が土地共有者の一人の同意を示す承諾書の添付がない賃貸借契約書を7号書面として扱わないことが違法であるとはいえない。

また、本件砂利採取計画では、砂利採取現場より発生する表土を客土とし、牧草播種するという本件計画の掘削跡地の処理方法が、本件共有者多数の要望に沿うものであるとしているが、砂利採取の規模及び掘削の程度からみて、これを原告のいう共有物の管理とみることに無理があり、共有物の物理的な状態を変更する共有物の変更にあたるとする、本件裁定の判断は相当である。

さらに、本件裁定は、本件計画による砂利採取及び掘削跡地の処理方法が、共有物の変更にあたり、共有者全員の同意が必要なところ、それについて土地共有者の一人の同意を示す書面がないために、本件砂利採取計画の認可申請に7号書面の添付がないと、合理的に説明している。

以上のことから、本件裁定に、原告が主張する法令解釈の誤り、事実誤認及び理由不備があるとは認められず、原告の本訴は理由がないから、これを棄却する旨判示された。（同年2月21日確定。）

2 東京高等裁判所平成23年（行ケ）第20号事件

(1) 裁定事件の概要

熊本県天草市に在住する申請人が、熊本県知事による砂利採取認可申請に係る不認可処分に対する不服指定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、平成23年6月30日、前記申請を棄却する旨の裁定を行った（平成22年（フ）第2号事件、本章第1節2参照）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、裁定委員会の本件決定を不服として、国を被告として、平成23年8月31日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

平成24年1月16日、訴えは取り下げられた。